農林水産委員会)

漁 業災害補 償 法 の 一 部を改正する法 律案 (閣法第三三号)(衆議院送付) 要旨

本法 律案は、 近 年の 我が 国 水産業を取り巻く厳し l١ 環境の中で、 漁業経営は 層厳しさを増していること

から、今後とも漁業災 害 補 償 制 度 が 漁 業経営の安定に資する役割を着実に果たしていくことができるように

漁 業者のニー ズや漁業実 態 に 即 ŕ 漁 業災 害 補 償制 度 の 健 全かつ円滑 な運営を確保するための措 置 一を講 じょ

うとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

養 殖 共済につい て、 すべての災害 を共済事故とすることを原則としているが、 共済契約者の任

により、共済事故から病害を除外することができることとする。

二、これまで養 殖 共済 が 対 象にならなかっ た生産額 の小さい 魚種についても、 共済事故から病害を除外する

ことにより、養殖共済の対象にできることとする。

養殖共済 :の共済責任期間について、 都 道 府県知事 が設定する水域ごとに単一とする義務を廃止すること

とする。

四 漁業施設共済について、 特約が設定できる仕組みを導入することとする。

意

の

選択

ゼ 漁業共済組合に、 総会に代わるべき総代会の制度を導入することとする。

六 原則、 一の都道府県の区域とする漁業共済組合の地区を、一又は二以上の都道府県の区域とすることに

改めるとともに、二以上の都道府県の区域とする場合に必要としている農林水産大臣 の承認制を廃止する

こととする。

七、この法律は、平成二十一年十月一日から施行することとする。